

○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の審査基準日の特例を定める件

令和六年七月十九日
福島県告示第四二二号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和六年七月十九日から施行する。
- 2 令和七年三月三十一日までに開札する工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
- 3 令和六年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号(三)及び~~七~~の審査基準日を同年九月三十日とする。